

物品購入等の契約に係る指名競争入札実施要領

平成 25 年 4 月 1 日 企財第 2 号

改正

平成 26 年 3 月 4 日

令和元年 10 月 1 日

令和 3 年 6 月 28 日

令和 5 年 6 月 26 日

(趣旨)

第 1 この要領は、別に定めがあるもののほか、物品購入等の契約に係る指名競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資格等規程 物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成 24 年山田町告示第 67 号）をいう。

(2) 要綱 物品購入等の契約に係る指名競争入札実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日付け企財第 1 号）をいう。

(3) 指名基準 物品購入等の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準（平成 25 年 4 月 1 日付け企財第 5 号）をいう。

(対象物品購入等)

第 3 指名競争入札の対象となる物品購入等（以下「対象物品購入等」という。）は、原則として、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格が 130 万円を超える物品の製造の請負

(2) 予定価格が 80 万円を超える物品の買入れ

(3) 予定価格が 40 万円を超える物品の借入れ

(4) 予定価格が 50 万円を超える役務の提供

(予定価格調書の取扱い)

第 4 対象物品購入等を所管する課等の長は、当該入札に係る入札日の前日までに予定価格を定めるものとする。

(入札参加者の指名等)

第 5 町長は、指名競争入札を行うときは、資格等規程、要綱、指名基準等に基づき入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の指名

を行うものとする。

(被指名者への通知)

第6 町長は、第5の規定により入札参加者を指名したときは、指名競争入札通知書(様式第1号。以下「指名通知」という。)により被指名者に通知するものとする。

2 町長は、被指名者に指名競争入札心得(様式第2号)を配布するものとする。

(設計図書等に関する質問等)

第7 入札参加者は、対象物品購入等の仕様書、図面及び積算参考資料に関する質問がある場合は、指名通知に示す期間内に、書面により町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の質問及び質問に対する回答を入札期日の2日前(山田町の休日に関する条例(平成2年山田町条例第4号)に規定する町の休日を除く。)までに、入札参加者に周知するものとする。

(入札の方法)

第8 入札は、次のいずれかの方法により行う。

(1) 一般書留又は簡易書留による郵送により、指名通知に示す送付先(以下「指定送付先」という。)へ入札書を送付する方法(以下「郵便入札」という。)

(2) 入札参加者を指名通知で指定した日時及び場所に集合させ、一斉に入札書を提出させる方法(以下「直接入札」という。)

2 直接入札は、次のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 被指名者が山田町及びその周辺市町村に主たる営業所又は契約締結権限を委任する営業所等を有する者のみである場合

(2) 通年にわたり行われる対象物品購入等で、会計年度の当初に契約を締結する必要がある場合

(3) 災害復旧その他の理由により早急に契約を締結する必要がある対象物品購入等である場合

3 町長は、第1項に規定する入札の方法を指名通知に明示しなければならない。

4 郵便入札の場合における入札書は、到着期限までに指定送付先に到着させるものとし、到着期限を過ぎて到着した入札は、無効とする。

5 町長は、直接入札の場合において、代理人により入札しようとする者がある場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

6 町長は、前項の委任状が提出されたときは、次に掲げる事項を確認

しなければならない。

(1) 委任者の氏名及び押印

(2) 代理人の氏名及び押印

(3) 委任事項

(開札)

第 9 開札は、郵便入札の場合にあっては指名通知に示す日時及び場所において入札に参加した者において立ち会いを希望するものを、直接入札の場合にあっては入札に参加した者を立ち合わせて行うものとする。ただし、当該入札に参加した者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 郵便入札の場合の前項の開札は、立会人委任状（様式第 3 号）の提出があったときは、代理人が立ち会うことができるものとする。

3 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを、落札者と決定するものとする。

4 郵便入札の場合において、開札に立ち会わなかった入札参加者は、開札が行われた当日までに開札結果確認依頼書（様式第 4 号）を送付することにより、開札結果の確認を行うことができる。

(再度入札)

第 10 町長は、開札の結果、第 9 第 3 項に規定する落札者がなかったときは、再度入札を行うことができる。

2 再度入札に参加できる者は、失格又は無効の入札書を提出していない者とする。

3 再度入札は、2 回を限度とする。

4 町長は、郵便入札の場合において、再度入札を行うときは、第 2 項の再度入札に参加できる者に対して、再度入札の日時及び場所を再度入札通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

5 再度入札の場合における第 8 及び第 9 の規定の適用については、第 8 第 1 項、同第 3 項及び第 9 第 1 項中「指名通知」とあるのは「再度入札通知書」とする。

(くじによる落札者の決定)

第 11 開札の結果、落札者となるべき者（以下「落札候補者」という。）が複数となった場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

2 前項ただし書の規定は、郵便入札の場合において、開札に立ち会わなかった落札候補者にも適用するものとする。

(補則)

第 1 2 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年 6 月 3 0 日以前に指名通知をした対象物品購入等の指名競争入札の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

2 令和 5 年 6 月 3 0 日以前に通知をした対象物品購入等の指名競争入札の取扱いは、なお従前の例による。